

大学債について

(2020年7月)

1. 大学債の発行は大学の施設整備等にとってどのような意味があるのでしょうか。

・例えば、京大では、体育館は既に築 55 年が経過しており、再建は不可欠ですが、施設整備の計画すら立てることができません。→**老朽化した教育施設が多く、建て替えが必要。**

・近年の実態から判断すると、文科省による大学教育施設等への補助を期待することは難しいと思います。→**国は出してくれない。**

・何かの大型施設（例えば、体育館）を建設しようとするとき、①お金を貯めて建設するか、②お金を借りて建設するかしかありません。100 億円の京大債を発行した場合、毎年 1300 万円の利息（0.13%）の支払いと手数料等（7000 万円弱）を差し引かなければなりませんので、10 年間で実質 98 億円程度の投資が可能となります。他方、この利息と手数料を払わなかったとして蓄積していったとしても 10 年で 2 億円程度の蓄積しかできず、大型施設への投資には足りません。しかも、①の場合ですと、お金が貯まるまで、この大型施設の建設を開始できませんが、②の場合には発行後の払い込みがあれば直ちに建設に取りかかれます。→**貯めて建設は難しいし、可能であっても長期間待つ必要がある。**

・現在歴史的な低金利であり、利子費用の負担が非常に小さいので、大学債を発行するチャンスです。→**今がチャンス。**

2. 巨額の大学債の発行を行うと返済に困るのではないのでしょうか。

・100 億円の 10 年債を発行して、10 年後の満期が来た時に 100 億円の京大債を発行して（京大の格付け A A + は追加の 100 億円の大学債の発行があっても金利は変わりません：金融機関に確認済み）、それを返済に充てれば、返済はさらに 10 年ほど延期されます。これをくり返せば、この大学債は永久債の性質のものとなります。つまり、最初の大学債と同様に当初の手数料と毎年の金利の支払いのみが続くこととなります。もちろん、将来において余力があれば、一部または全部を返済することもできますが、国立大学法人の場合、デフォルト（支払不能）の可能性はほとんどありませんので、過剰でない限り負債を持ち続けても財務的なリスクにはなりません。もちろん、今後、余剰資金が出てくれば返せばよいと思います。

3. 大口の債券保有者が大学の運営に口を出してくる可能性はありませんか。

京大債の発行により、大口の債券の保有者が大学の運営に口出しをするのではと心配している少数の方がおられるようですが、そんな心配はありません。株式であれば、一般に（無

議決権株式でない限り）、その保有者は経営参加権（議決権）が発生します。したがって、大株主が大学運営に口を出すことは考えられます。しかし、債券の場合には、債券の保有者には、その満期（10年債であれば10年後、30年債であれば30年後）まで債券の利息の請求権以外の請求権は発生しません（もちろん、大学運営に口出しは出来ません）。

4. これまでなぜ大学債は発行されていなかったのでしょうか。

・文科省が用途を限定（付属病院やキャンパス移転、学生寮の整備等）していたからです。しかし、今年の6月19日に、国立大が「大学債」を柔軟に発行できるように、要件を緩和（教育施設の整備等にも利用可）する政令を閣議決定しましたので、体育館の建設等のかなり広範な目的に利用できるようになりました。

・また、**前例として、東京大学が1000億円超の30年債の発行を決定していますので、100億円程度の大学債の発行は申請さえすれば問題なく認められると思います。因みに、海外の事例としては、英国のオックスフォード大が2017年に100年債を約373億円発行しており、ケンブリッジ大も2018年に約840億円の60年債を発行しています。**